

国民健康保険税の減免基準表

減免事由	区分	所得割額の減免率	平等割額及び均等割額の減免率	備考
<p>1 災害又は盗難</p> <p>災害又は盗難により資産について損失を受けた場合において、世帯所得金額及び資産の損失割合が右の区分に該当すること。</p>	世帯所得金額が600万円以下で、かつ、資産の損失割合が3割以上5割未満	5割	5割	
	世帯所得金額が600万円以下で、かつ、資産の損失割合が5割以上	免除	免除	
	世帯所得金額が600万円を超え1,000万円以下であり、かつ、資産の損失割合が3割以上5割未満	3割	—	
	世帯所得金額が600万円を超え1,000万円以下であり、かつ、資産の損失割合が5割以上	7割	—	
<p>2 疾病・負傷</p> <p>当該世帯に属する被保険者が納付する年に支払った医療費（医療に関する給付が行われるものに限る。）に係る自己負担分</p>	0.05以上0.1以下	2割	—	<p>1 被保険者所得金額の合計額が33万円以下のときは、被保険者所得金</p>
	0.1を超え0.15以下	3割	2割	
	0.15を超え0.2以下	5割	3割	
	0.2を超え0.25以下	7割	3割	
	0.25を超え0.35以下	免除	5割	
	0.35を超え0.5以下	免除	7割	

<p>(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)の合計額を被保険者所得金額の合計額で除して得た数が右の区分に該当すること(世帯所得金額が1,000万円を超える場合を除く。)</p>	<p>0.5を超える場合</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>額の合計額を33万円とする。</p>
<p>3 失業・休廃業 世帯所得金額が右の区分に該当すること。</p>	<p>600万円を超え1,000万円以下</p>	<p>2割</p>	<p>—</p>	<p>1 減免を申請する時において現に失業中又は休廃業中である被保険者(失業又は休廃業の期間が3月以上継続しないことが明らかである者を除く。)を減免の対象とする。 2 減免の対象となる</p>
	<p>500万円を超え600万円以下</p>	<p>3割</p>	<p>—</p>	
	<p>300万円を超え500万円以下</p>	<p>5割</p>	<p>—</p>	
	<p>150万円を超え300万円以下</p>	<p>7割</p>	<p>—</p>	
	<p>150万円以下</p>	<p>免除</p>	<p>—</p>	

				所得割額は、当該失業に係る給与所得又は休廃業に係る営業所得に係るものとする。
4 所得の激減 納付する年の被保険者に係る所得金額を被保険者所得金額（譲渡所得及び一時所得を除く。）で除して得た数が右の区分に該当すること（世帯所得金額が1,000万円を超える場合を除く）。	0.4を超え0.5以下	3割	—	1 譲渡所得及び一時所得に係る所得割額は、減免の対象としない。 2 税条例第11条の2の規定の適用を受けている場合には、給与所得に係る所得割額は、減免の対象としない。
	0.3を超え0.4以下	5割	—	
	0.3以下	7割	—	

<p>5 最低生活の維持困難</p> <p>納付する年の全ての世帯員の収入金額の合計額を生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助保護基準額で除して得た数が右の区分に該当すること（世帯所得金額が1,000万円を超える場合を除く。）。</p>	1.3を超え1.4以下	2割	2割	<p>1 収入金額（給与及び公的年金等に係るものを除く。）は、必要経費その他の経費を控除した後の金額とする。</p> <p>2 譲渡所得及び一時所得に係る所得割額は、減免の対象としない。</p>
	1.1を超え1.3以下	5割	5割	
	1.0を超え1.1以下	7割	7割	
	1.0以下	免除	免除	